

「京都市まちの美化推進事業団PRに係るインターネット広告」 企画・実施業務仕様書

1 委託業務名

「京都市まちの美化推進事業団PRに係るインターネット広告」企画・実施業務

2 目的

11月の「京都市美しいまちづくり推進月間」及び秋の観光・行楽シーズンの時期に合わせた美化活動に係る啓発を行うとともに、京都市まちの美化推進事業団（以下、「事業団」という。）の活動のPRを行う。

また、SDGs や CSR の観点から、社会貢献として、まちの清掃活動の機運が高まっていることから、新たに清掃活動に取り組む企業等の事業団への参画を促進する。

3 委託の内容

当事業団のホームページに誘導する形で、インターネット広告（LINE、Twitter、Instagram などSNS含む）を活用した効果的な広報活動の企画・実施を委託する。

実施終了後には、実績、効果測定等を示した実施報告書を提出すること。

（参考）事業団に関する情報について

京都市まちの美化推進事業団ホームページ <http://www.bika-kyo.jp/>

4 委託金額の上限

金500,000円

- (1) 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- (2) 金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

5 委託業務における留意事項

- (1) 広報活動期間：令和4年11月14日（月）から12月11日（日）まで
- (2) 提案する企画は、複数の企画の提案も可能とする。その場合は、それぞれの企画の費用がわかるように見積書へ明記すること。
- (3) 企画の実施にあたり、バナーなど、定められた規格の画像を作成する必要がある場合は、見積りに作成費を含むこと。

なお、必要に応じてバナーなどの作成用の素材は事業団から提供する。

6 制作に当たっての遵守事項

- (1) 受託者は、円滑に業務を進めるよう十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、事業団の確認を受けること。
- (2) 本業務を開始するに当たっては、事業団と事前に十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作権等一切の

権利は事業団に帰属する。

- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、当該業務を処理するための個人情報について、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、事業団の担当者と相談し、その決定に従うこと。